

京都大学通則の一部を改正する規程

京都大学通則（昭和二十八年達示第三号）の一部を次のように改正する。

第五十三条の二第三項に次のただし書を加える。
ただし、教育上の必要があると認めるときは、医学研究科の定めるところにより、一年以上二年未満の期間とすることができる。
第五十三条の十二第一項中「二年」の下に、「（第五十三条の二第三項ただし書の規定により標準修業年限を一年以上二年未満の期間とする場合にあつては、当該期間）」を加える。

第五十三条の十三に次のただし書を加える。
ただし、第五十三条の二第三項ただし書の規定により一年以上二年未満の期間を標準修業年限とする場合において、当該専門職大学院の課程に在学したものとみなすことができる期間は、当該一年以上二年未満の期間から一年を減じた期間を超えることができない。
第六十四条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 前三項の規定にかかわらず、文部科学省科学技術振興調整費新興分野人材養成プログラムに基づく科目等履修生に係る検定料、入学料及び授業料は、その納付を要しない。

附則

この規程は、平成十七年九月二十七日から施行する。